

報告第4号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和6年2月27日提出

八幡浜市長 大 城 一 郎

専決第4号

発達支援センター巣立ちにおいて発生した負傷事故に係る相手方との和解
及び損害賠償の額の決定について

標記の件について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項
の規定により、次のとおり専決処分する。

令和6年2月1日

八幡浜市長 大城 一郎

記

1 和解の相手方

[Redacted]

当事者	[Redacted]
上記法定代理人（親権者父）	[Redacted]
同（親権者母）	[Redacted]

2 和解の内容及び損害賠償の額

(1) 令和5年4月13日午後5時15分ごろ、発達支援センター巣立ち（八幡
浜市松柏乙1101番地）のプレイルームにおいて、本市職員が相手方を抱
えて身体を揺さぶり前方へ着地させる遊びをしている最中、相手方が臀部か
ら床に落下し、負傷した。

このため、治療費その他の通院に係る費用の全額を市が相手方に支払う。

(2) 相手方は、この件に関して今後いかなる事情が発生しても、その余の請求
は行わない。

(3) 損害賠償の額 124,324円

